

議会設置 原案可決

3月定例会



委員会説明する町長

審査経過報告

三月十四日

議案第二六号「曾於南部合併協議会の設置について」町長より上程され、同日、議員十九名を委員とする曾於南部合併協議会設置審査特別委員会を設置し、付託される。

議案第二六号「曾於南部合併協議会の設置について」町長より上程され、同日、議員十九名を委員とする曾於南部合併協議会設置審査特別委員会を設置し、付託される。

三月十九日

同特別委員会を開催し、審議の結果、起立多数により、原案可決。

開催され、同日、全会一致で調査研究会の解散が決定した旨の報告があつた。

この研究会を閉会後、松山町長より、志布志・有明町・大崎町合併協議会への参加申し込みが正式になされ、松山町の強い要望により、四町対等による、新規議案の提案の運びになったとのことであつた。

質疑の中で、三月十日松山町参入による、四か町合併チラシを戸に配布したが、町民からの反響があつたかの問に、期間がなく、一方的に周知しただけであり、意見としては出てきていないとのことであった。

解散理由

- 一、南部三か町の法定協議会できていること。
- 二、財部町が末吉町・大隅町任せにすること。
- 三、輝北町が、二市二町の枠組で協議を進めていること等。

規約について、協議会規約第七条の学識経験者の数が増えているがの問い合わせに、三か町の合併協議会、学識経験者に、松山町と住民発議の代表者を加えるため増えたとの答弁であった。そのほか、活発な質疑がなされた。